

考えてみよう！こんな時、どうする？ (SNS 投稿編)

スマホで撮影した写真や動画を SNS へ公開しようとしています。
気づいたことを吹き出しに書き出してみましょう。

 アニメ大好き太郎

今日から始まったアニメおもしろかった！
写真は、一番かっこよかったシーンだよ。



公開してよい 公開してはいけない

< 気づいたこと >

 NMJ♡LOVE

NMJ45のダンスを踊ってみたよ！
頑張ったから見てほしいな♪



公開してよい 公開してはいけない

< 気づいたこと >

 ○×高校OBちゃん

5年前に○×高校のみんなで撮った
変顔写真！懐かしいね♪



公開してよい 公開してはいけない

< 気づいたこと >

SNS やネットに公開する前にどんなことに気をつければ良いか、考えてみましょう。

ネットで知り合った人による誘い出し



どうして?

- 趣味の合う友だちができてうれしい。離れていても仲良くなれると思った。

ルールのヒント

▶ 世の中には悪意を持った人もいるため、安易に会わない

- よい人を装っているだけかもしれないし、個人情報をしつこく聞いてくる人は、悪意を持った人かもしれないので、安易に会わない。

どうして?

- SNSで親友になる人みると聞いた。別に心配するようなことではないと思った。

ルールのヒント

▶ 会ったことがない人を簡単に信用しない

- 会ったことがない人には、自分の個人情報を教えない。
- もし、相手を送ってきたとしても、自分の写真や動画は送らない。

どうして?

- ずいぶん前からいろいろとやりとりがあって、相談にのってくれるし、優しい人だと思った。

ルールのヒント

▶ ネットで知り合った人とは会わない

- 安易に会ってはいけない。
- 性別・年齢など、相手が本当のことを言っているとは限らない。
- もし、脅かされている場合は、保護者に相談する。



ワンポイントアドバイス

・見ず知らずの人に安易に会わないのはもちろん、メールアドレスや電話番号などの個人情報を教えてはいけません。困った状況になったら、隠さずすぐに保護者などに相談しましょう。

11 自画撮り被害

インターネット入門期

SNS 入門期

SNS 活用期

だまされたり脅かされたりして、裸の写真を送らされる被害



どうして?



- ・ 会ったことがない人だけ、かわいいと言われてうれしくなった。
- ・ 脅迫^{きょうはく}をするような人ではないと思っていた。

どうして?



- ・ 相手を好きになっていたから、嫌われたくなくて断れなかった。
- ・ 相手しか写真を見ないと言われた。
- ・ 送らないと「親にばらすぞ」と言われた。

こんな事例も



- ・ 付き合っていた時に送った裸^{はだか}の写真を、元彼氏^{かたが}に拡散されてしまった。
- ・ 友だちから、彼女の裸^{はだか}の写真^{ちが}が送られてきたので、違う友だちに転送した。

ルールのヒント

▶ 下着^{はだか}や裸^{はだか}の写真・動画^とは撮らない、送らない、転送しない

- ・ 保護者や友だちに見せることができないような写真・動画^とは撮らない、送らない、転送しない。
- ・ 下着^{はだか}や裸^{はだか}の写真・動画^とが送られてきたら、保護者に相談する。
- ・ 下着^{はだか}や裸^{はだか}の写真・動画^とを送ってしまった友だちがいたら、保護者に相談する。

ワンポイントアドバイス



- ・ ネットでしか話したことがない人や、会ったことがない人に下着^{はだか}や裸^{はだか}の写真や動画^とを送ると、どんな被害^{ひがい}や問題が生じるかを保護者などと話し合みましょう。
- ・ 自分の手から離れた写真や動画、書き込み^{さくしよ}を完全に削除することは困難です。
- ・ 誰とどのようなやりとりをしているか、日ごろから保護者とよく話をしておきましょう。

法律・条例・相談窓口

愛知県青少年保護育成条例

◎第18条の2 保護者等の青少年有害情報の閲覧等の防止義務

青少年がインターネットを利用する際に、フィルタリングを活用するなどして、青少年有害情報の閲覧等をさせないように努めなければならない。

青少年インターネット環境整備法

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)

◎第6条 保護者の責務(平成30年2月一部改正施行)

- ・子どものインターネット利用状況を適切に把握する。
- ・フィルタリング等の利用により、子どものインターネット利用を適切に管理する。
- ・子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- ・不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する。

具体的に、何をすればよいのでしょうか？

携帯電話会社や格安スマホ会社(MVNO)と契約代理店には、新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次のような義務があります。

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満が確認

保護者は…

18歳未満が使用者である旨を申し出る

フィルタリング説明

- ①青少年有害情報を閲覧するおそれ
- ②フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に対し説明

保護者は…

フィルタリングの説明を受ける

フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、契約時にフィルタリングやOS^{*}の設定を行う

保護者は…

フィルタリングやOS^{*}の設定を行う

※ パソコンやスマホを動かす基本ソフト。スマホは主にApple社の「iOS」と、その他の「Android」が主流です。OSにより機能や操作方法が異なります。

相談窓口

ネット上のトラブルに関する相談窓口

違法・有害情報相談センター(総務省)

WEBサイトからの相談



消費者トラブルに関する相談窓口

消費者ホットライン(消費者庁)

(最寄りの自治体の消費生活相談窓口を案内)

TEL: 188



愛知県消費生活総合センター(愛知県)



犯罪被害等に関する相談窓口 ※緊急の場合は110番

愛知県犯罪被害者支援総合サイト
(公益社団法人被害者サポートセンターあいち)



法律相談(愛知県弁護士会)

子どもの人権相談電話・面談(無料)

TEL: 052-586-7831

毎週土曜日(祝日・年末年始を除く)

9:20~16:25(受付は16:00まで)



悩みやいじめの相談窓口

ヤングテレホン(愛知県警察)

TEL: 052-764-1611

電話相談・面接相談(予約)

月~金 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

Eメール相談は愛知県警察Webページ「相談・お問い合わせ」から



子どもSOSほっとライン24
(愛知県教育委員会)

TEL: 0120-0-78310

(22:00~翌朝10:00は、いじめや交友関係トラブルの相談専門)



SNS相談窓口「あいちこども相談」

LINE相談(LINE ID: @aichi-kodomosoudan)

対象者: 県内公立小中学校の

小学4年生~中学3年生までの児童生徒

毎週火・木・日 16:00~22:00

※長期休業明けの数日前からは毎日相談できます。



こどもの人権110番(法務省)

TEL: 0120-007-110(全国共通フリーダイヤル)

月~金 8:30~17:15(祝日・年末年始を除く)

メール相談、LINE相談も受け付けています。

※一部のIP電話からはかけられません。かけられない時は名古屋法務局(052-952-8110)におかけください。



家庭のルールをつくりましょう

ルールの例

< マナー >

- 自宅以外で充電する時は、充電しても良いかどうかをきちんと確認します。
- 友だちの家のルールも考えた上で、スマホやゲーム機を一緒に使います。

< 時間・場所 >

- ゲームは1日30分まで、宿題を終わらせてからやります。
- 21時以降は携帯の電源を切ります。
- 自分の部屋にスマホ、ゲーム機を持ち込みません。

< アプリ >

- アプリをインストールする時は保護者に相談します。
- 課金などの利用条件をよく確認します。

< コミュニケーション >

- メールやメッセージは、相手の立場に立ち、必ず読み返してから送ります。
- 自分が言われたら嫌だと思えることは掲示板などに書き込みません。
- 本当に大切なことは、直接会って伝えます。

< ルールが守れなかった時 >

- 1週間、スマホ(ゲーム機)を保護者に預けます。
- 何度もルールを守れなかった時は保護者と話し合い、ルールの見直しを行います。

家庭のルール

自分が決めたルール

作成 年 月

-
-
-
-
-
-

保護者の方が意識すること

- 保護者自身が率先してモラルやマナーを守り、お手本になりましょう。
- 普段から、学校でのできごとやインターネットの流行などについて子どもとコミュニケーションをとり理解を深めましょう。
- お子様为本に困ったときの相談先を共有しておきましょう。
(相談相手.....)
- お子様の成長に合わせてルールやフィルタリングの設定を見直しましょう。

POINT!

コミュニケーションが
まず基本です!
日頃から、お子様との
会話を大切に!



確認してみよう

Q1

友だちとのメッセージアプリを使う時、どんなことに気を付ければよいのか考えてみよう。

.....

.....

.....

Q2

インターネットで友だちがいじめを受けていたり、いじめを見つけたら、どう行動しますか。

.....

.....

.....

Q3

インターネットで知り合った人に会おうと言われたらどうしますか。

.....

.....

.....

Q4

インターネットで知り合った人に会わない場合、相手に不快な思いをさせない良い断り方を考えてみよう。

.....

.....

.....

Q5

インターネットに書き込みをしたり、情報をのせる時、どんなことに気を付ければよいのか考えてみよう。

.....

.....

.....

Q6

先生からの質問に、あなたの考えを書いてみよう。

.....

.....

.....

インターネットの約束

- 私は、インターネットはいろいろな人がいろいろな気持ちで見ていることを理解しています。
- 私は、インターネットには、正しいことも、正しくないこともたくさん書かれていることを理解しています。
- 私は、ほかの人の写真や作品をインターネットにアップしたい場合は、必ず本人の許可をとり、きちんと表記します。
-

コミュニケーションの約束

- 私は、スマートフォンやタブレット、ゲーム機などを壊したり、なくしたり、または利用しているデジタルコンテンツに問題が起きた時は、すぐに信頼できる大人に相談します。
- 私は、自分だけではなく、みんなにも楽しんでもらえるように、デジタルコンテンツで何をしているのかを伝えていきます。
- 私は、自分が知らなくても、誰かが楽しんでいるデジタルコンテンツに、興味をもって接します。
- 私は、何か心配ごとがあったときには、何についてどのように心配しているかを、信頼できる大人にきちんと伝えます。
-

自分を守るための約束

- 私は、私やほかの人の個人情報や、勝手に誰かに伝えることはしません。
- 私は、悪いうわさを広めたり、勝手に写真、ビデオ、スクリーンショットをアップするなど、ほかの人がいやな気持ちになることをしません。
- 私は、インターネットを見ていやな気持ちになった場合は、インターネットにアップした人に言い返したりする前に、信頼できる大人に相談します。
-

自分のサイン

保護者のサイン

米国 Common Sense Education を基に翻案

今日の感想や、これから気をつけたいと思ったことを書きましょう。

.....

.....

.....



2023年8月発行

発行：愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課
 監修：国立大学法人愛知教育大学教授 江島徹郎
 製作：スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社



～青少年のネット安全・安心講座～
 みんなのネットモラル塾サイト
<https://netmoral-jyuku.jp/>